

第33号議案

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成31年3月4日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

非常作業手当を支給する対象に災害警戒本部の設置に伴う業務に従事した職員を、特殊事務手当を支給する対象に芦屋市立幼保連携型認定こども園の副園長の職務に係る業務に従事した職員を新たに加えるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年芦屋市条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前		
<p>(支給取扱い)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、別表特殊事務手当第4項に規定する折衝業務又は住民説明会に直接従事した場合の手当の額は、従事した時間に応じて、同項に規定する手当の額に、次の表の区分による支給割合を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>5 (略)</p> <p>(併給禁止)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当が支給される日又は支給される場合については、当該手当に対応する同表右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。</p>	(略)	<p>(支給取扱い)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、別表特殊事務手当第5項に規定する折衝業務又は住民説明会に直接従事した場合の手当の額は、従事した時間に応じて、同項に規定する手当の額に、次の表の区分による支給割合を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>5 (略)</p> <p>(併給禁止)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当が支給される日又は支給される場合については、当該手当に対応する同表右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。</p>	(略)
(略)			
(略)			

改正後			改正前		
技術技能手当	特殊事務手当（別表特殊事務手当第4項に規定する手当を除く。）		技術技能手当	特殊事務手当（別表特殊事務手当第5項に規定する手当を除く。）	
教員特殊業務手当	（略）		教員特殊業務手当	（略）	
3 （略）			3 （略）		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
種類	支給される職員の範囲	支給額	種類	支給される職員の範囲	支給額
防疫手当～汚物取扱手当	（略）		防疫手当～汚物取扱手当	（略）	
非常作業手当	1 災害対策本部（水防本部を含む。以下同じ。）又は災害警戒本部の設置に伴う防災作業，救助，調査，避難者の誘導等の業務（以下「防災作業等」という。）に従事した職員	(1)～(4) （略）	非常作業手当	1 災害対策本部（水防本部を含む。以下同じ。）の設置に伴う防災作業，救助，調査，避難者の誘導等の業務（以下「防災作業等」という。）に従事した職員	(1)～(4) （略）
	2 （略）			2 （略）	
	3 建設現場等において，所属長の命により，雨荒天（警報発令時等）の中で，屋外作業に従事した職員	(1) （略） (2) 1時間以上にわたり，災害対策本部又は災害警戒本部の設置に伴う防災作業等に従事した場合 1日につき1,800円（終日にわたり防災作業等に従事した場合は，1日につき600円を加算する。）		3 建設現場等において，所属長の命により，雨荒天（警報発令時等）の中で，屋外作業に従事した職員	(1) （略） (2) 1時間以上にわたり，災害対策本部の設置に伴う防災作業等に従事した場合は，1日につき1,800円（終日にわたり防災作業等に従事した場合は，1日につき600円を加算する。）

改正後		改正前	
交代制勤務手当～技術技能手当	(略)	交代制勤務手当～技術技能手当	(略)
特殊事務手当	1～5 (略)	特殊事務手当	1～5 (略)
	6 市立保育所の副所長又は市立認定こども園の副園長の職務に係る業務に従事した職員	6 市立保育所の副所長の職務に係る業務に従事した職員	1月につき6,000円
教員特殊業務手当～年末年始等特別勤務手当	(略)	教員特殊業務手当～年末年始等特別勤務手当	(略)

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

非常作業手当を支給する対象に災害警戒本部の設置に伴う業務に従事した職員を、特殊事務手当を支給する対象に芦屋市立幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）の副園長の職務に係る業務に従事した職員を新たに加えるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 非常作業手当を支給する対象に災害警戒本部の設置に伴う業務に従事した職員を新たに加える。（別表関係）
 - ア 防災作業，救助，調査，避難者の誘導等の業務に従事した職員
 - (ア) 勤務時間外に緊急に出動し，防災作業等に従事した場合に1回につき1，000円を支給する。
 - (イ) がけ崩れ，河川のはん濫，高潮等の現場又は災害のおそれのある極めて危険な場所において，防災作業に従事した場合に1時間につき400円（深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）に従事した場合は，600円）を支給する。
 - (ウ) 荒天時に屋外において，防災作業等に従事した場合に1時間につき200円（深夜に従事した場合は，300円）を支給する。
 - (エ) 勤務時間外に施設又は避難所において，避難者の世話等の業務に従事した場合に1時間につき200円（深夜に従事した場合は，300円）を支給する。
 - イ 建設現場等において，所属長の命により，雨荒天（警報発令時等）の中で，屋外作業に従事した職員が1時間以上にわたり，防災作業等に従事した場合に1日につき1，800円（終日にわたり防災作業等に従事した場合は，1日につき600円を加算する。）を支給する。

(2) 特殊事務手当の支給対象に認定こども園の副園長の職務に係る業務に従事した職員を新たに加える（月額6,000円）。（別表関係）

(3) その他規定の整理

3 施行期日

平成31年4月1日